

石綿製品の製造等の禁止の経緯

年月日	石綿含有製品の定義 (石綿含有率) (石綿障害予防規則)	吹付け石綿に関する規制 (特定化学物質等障害予防規則)	製品に関する規制 (製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止) (労働安全衛生法施行令)
昭和 50 年 10 月 1 日	5 重量%超	吹付け作業の禁止	——
平成 7 年 4 月 1 日	1 重量%超	↓	アモサイト、クロシドライトを含有する製品
平成 16 年 10 月 1 日	↓	↓	クリソタイル、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトを含有する製品のうち、石綿含有建材、摩擦材、接着剤等 10 品目
平成 18 年 9 月 1 日	0.1 重量%超	↓	一部例外品目（ポジティブリスト）（裏面参照）以外の全ての製品
平成 24 年 3 月 1 日	↓	↓	全ての製品

(参考) 大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設数の推移 (出典: 環境省「平成 23 年度大気汚染防止法に係る施行状況」)

平成 18 年度末に 6 施設あった特定粉じん発生施設は、平成 19 年度末までに全て廃止され、以降は 0 件である。

(参考) 一部例外品目 (ポジティブリスト) (平成 24 年 3 月 1 日廃止)

	製品名	用途・条件	
1	ジョイントシートガスケット	温度	<p>国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 100℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの</p> <p>国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、250℃以上の高炉ガス、コークス炉ガスを取扱う部分に使用されるもの</p>
		耐薬品	国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設又は <u>非鉄金属製造業</u> の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、 <u>450℃以上の硫酸ガス、亜硫酸ガス</u> を取扱う部分に使用されるもの
		サイズ	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径 1500 mm 以上の大きさのもの
		圧力	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 3MPa 以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの
2	うず巻き形ガスケット	温度	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの
		耐薬品	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 300℃以上の温度の腐食性の高い流体 ( <u>pH 2 以下又は pH 11.5 以上のもの、熔融金属ナトリウム、黄りん又は赤りん</u> )、浸透性の高い流体 ( <u>塩素ガス、塩化水素ガス、フッ素ガス、フッ化水素ガス、又はヨウ素ガス</u> )、酸化性の流体 ( <u>硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩</u> ) を取り扱う部分に使用されるもの
3	メタルジャケット形ガスケット	温度	国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 1000℃以上の高炉送風用熱風を取扱う部分に使用されるもの
4	グランドパッキン	温度	<p>国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの</p> <p>国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 500℃以上の転炉、コークス炉ガスを取扱う部分に使用されるもの</p>
		耐薬品	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 300℃以上の温度の酸化性の流体 ( <u>硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩</u> ) を取り扱う部分に使用されるもの
5	ロケットモーター用断熱材	国内において製造されるミサイルに使用されるもの	
6	潜水艦用ジョイントシートガスケット及びグランドパッキン	国内において製造される潜水艦に使用されるもの	
7	原材料	1～6の製品の原料又は材料として使用されるもの	